

## 令和2年和泉市教育委員会第8回定例会

日時:令和2年8月27日(木) 午後3時00分から  
場所:和泉市教育センター セミナー室

### 出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子
委員	深堀 知子

### 事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	土本 英也
次長兼教育総務課長	東 直樹
こども未来室長	森 博紀
学校教育室人権教育担当課長	永井 敬
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校教育室教育センター所長	戸出 克彦
学校教育室人権教育担当参事	二星 公祐
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課主幹	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子
生涯学習推進室長	木下 明信
生涯学習推進室生涯学習担当課長	中野 雅代
文化遺産活用課長	森下 徹

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第45号 和泉市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則  
の一部を改正する規則制定について

議案第46号 請願について

議案第47号 和泉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について

4. 報告事項

(1) 成人式の対象年齢について

(2) 和泉市文書館業務検討委員会について

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、令和2年和泉市教育委員会第8回定例会を開会させていただきます。</p> <p>8月に入りまして、新型コロナウイルス感染が甚だしく、本市でも、北池田中学校、南池田小学校、和泉中学校、黒鳥小学校における児童生徒について、新型コロナウイルスの感染が確認され、臨時休業を余儀なくされました。</p> <p>夏休み期間中に係るもので、大きな影響がなかったと言いたいところですが、中学校に関しては、最後の部活の大会等が企画されており、残念ながら、この2校については、かなりの部でこの大会に参加できなかったという報告がありました。</p> <p>また、8月17日には、本市の小中学校における、修学旅行をはじめとする宿泊を伴う校外学習につきましては、中止とする対応と決定しました。</p> <p>本来、教育課程内のことですので、学校サイドが決定することですが、市として決定しました。</p> <p>本当にかげいのない、大事なイベントですが、長時間のバス・電車等での移動、集団での食事、入浴、就寝を伴い、現地で発熱する子どもが出たときに対応ができないことから、断腸の思いですが、中止せざるを得ないということになりました。</p> <p>それでは改めまして、令和2年第7回定例会及び第2回臨時会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p>
小川教育長	<p>ご異議がないようですので、第7回定例会及び第2回臨時会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原真佐子委員にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議事項3件、報告事項2件でございます。</p> <p>議案第45号「和泉市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」教育総務課より説明願います。</p>
東次長	<p>教育総務課の東です。</p> <p>議案第45号、和泉市教育委員会公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。</p> <p>資料1ページをお願いします。</p> <p>和泉市での指定管理者制度の導入当初、平成18年頃については、指定管理者の選定基準について具体的な評価項目等の規定がなかったことから、指定管理者選定委員会の会長は、教育委員会では教育長、市長部局では施設所管部担</p>

<p>小川教育長</p>	<p>当副市長としておりました。</p> <p>その後、「和泉市公の施設の指定管理者制度ガイドライン」の改定なども行われ、選定委員会の会長については、施設所管担当部長とするものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま、説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 45 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p>
<p>小川教育長</p>	<p>ご異議がないようですので、議案第 45 号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第 46 号「請願について」、議案第 47 号「和泉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、これらは、一括して審議をお願いしたいと思います。</p> <p>まずは、請願の主旨について、教育総務課より説明願います。</p>
<p>東次長</p>	<p>教育総務課、東です。</p> <p>まず、資料 8 ページ、9 ページをお願いします。</p> <p>これらの要望書、請願書につきましては、令和 2 年 7 月 30 日開催の令和 2 年和泉市教育委員会第 2 回臨時会当日の午前中に市長部局の F A X の方に、市長への要望書と教育委員会への請願の提出があったものでございまして、教育委員会が受理したのは、臨時会終了後になったものでございます。</p> <p>この要望書と請願書の提出にあたっては、請願者より、教育委員会会議規則、第 22 条の請願にあたっての「職業と年齢」要件について指摘されています。</p> <p>この指摘に基づき、資料 8 ページのとおり、行政部門全体の最終責任をもつ市長に対し、是正措置の要望がなされ、資料 9 ページのとおり、請願者は、教育委員会に対し、長年にわたり、会議規則に「職業と年齢」を要件にし続けており、落ち度が継続されていることから、「差別解消を本心から推進する気がない」との認識をさせるものであることなどを理由に、中学校の教科書採択に際し、社会科公民的分野の育鵬社版について厳格に審査検討することが求められ、広く納得のいく処置をされることを求める請願が提出されたものでございます。</p> <p>なお、請願の提出には、あえて、現在の会議規則の要件である「職業と年齢」を記載せずに提出している旨も記載されております。</p> <p>以上が、請願、要望書の主旨でございます。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>請願の主旨、併せて、市長への要望書について、説明が終わりました。今回の審議にあたりましては、市長部局に会議規則の是正措置が求められており、</p>

<p>東次長</p>	<p>事務局では、その調整を行ったところですので、その状況について、説明願います。</p> <p>教育総務課、東です。</p> <p>市長への要望書に対しましては、市長部局の法規担当が顧問弁護士とも相談し、その席には教育委員会事務局も同席したところです。</p> <p>それでは、資料 13 ページをお願いします。</p> <p>議案第 47 号の和泉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定についてでございます。</p> <p>主な改正の理由に記載のとおり、この「職業と年齢」を要件にすることについては、市長部局との協議を踏まえ当該規則を削除し、その他、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>資料 17 ページをお願いします。</p> <p>主な内容としましては、請願と陳情の手続きを明確にしつつ、「職業と年齢」要件を削除することといたしました。</p> <p>また、以前から内部で検討しておりました、請願者における意見陳述、請願書の提出期限についても、規定の整備を行うこととしております。</p> <p>第 22 条第 3 項をお願いします。</p> <p>教育委員会の開催予定については、開催 1 週間前の会議開催の告示にあたり、その次の会議の開催予定日をお知らせし、概ね 1 か月前には、お知らせしていることから、その会議開催 2 週間前に提出された請願は、その会議で扱い、2 週間の期間がなく提出された請願は、その次の会議で扱うことを規定いたしました。</p> <p>次に第 4 項では、請願者における意見陳述を整理しました。</p> <p>市議会における請願では、意見陳述の機会が設けられていますが、紹介議員が必要となっているもので、教育委員会への請願については、紹介議員が必要となっておらず、意見陳述については、教育委員会が必要と認めた場合の規定とするものでございます。</p> <p>なお、今回の請願については、現状の会議規則の要件を満たしておりませんが、規則改正を行うものでありますことから、受理のうえ、審議をお願いするものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>請願の受理、会議規則の改正の内容についても説明いただきましたが、ここまでで、何か質問等ございませんか。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>それでは、まず、この請願を受理し、議案第 47 号「和泉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>

<p>小川教育長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第 47 号は、原案どおり可決いたします。        それでは、続いて、請願の内容についての審議をお願いします。        請願では、中学校の教科書採択に際し、社会科公民的分野の育鵬社版について厳格に審査検討することが求められ、広く納得のいく処置をされることを求めるものとされています。</p> <p>教科書採択については、既に終了しているものでありますが、確認のため、教科書採択における経過について教育センターから説明願います。</p>
<p>戸出所長</p>	<p>教科書の採択における経過について、ご説明いたします。</p> <p>教育委員会からの任命・委嘱を受け、まずは、5 月 29 日に第 1 回選定委員会を開催し、調査員会を設置いたしました。この調査員会におきましては、6 月 2 日から、教科書見本本の調査研究を綿密に実施いたしました。</p> <p>その後、6 月 18 日、25 日、7 月 2 日、9 日の選定委員会において、調査研究員より出された調査研究報告をもとに検討・協議を重ね、7 月 16 日の選定委員会で、選定資料として意見をとりまとめ、7 月 22 日に教育委員会に答申し、7 月 30 日の教育委員会第 2 回臨時会にて採択いただきました。</p> <p>今回の請願にあります社会科（公民的分野）についても、他の教科書と同様に、調査員会及び選定委員会において、公正で詳細な調査を実施してまいりました。</p> <p>社会科（公民的分野）については、東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社、自由社の 6 社を審議し、それぞれについて答申しております。</p> <p>一例を申し上げますと、育鵬社は、各章の導入部分に、「なぜ憲法を学ぶのか」、「なぜ経済を学ぶのか」といった目的や心構え、具体的な学習内容の見通しについて、明確に示されている。東京書籍は、他分野や他教科との関連の強い内容にマークが付けられ、地理や歴史と関連付けた指導や、教科横断的な指導に活用できる。教育出版は、各ページの下部に、小学校や他の学習分野、SDGs との関連が明記され、関連づけて学習できる。資料やイラストが充実していて視覚的な支援に配慮のある教材である。帝国書院は、各章の「学習の前に」では、学ぶ内容をイラストからイメージできるようにすると共に、小学校との関連を明記することで既習事項を活かしながら意欲的に学べるように工夫されている。日本文教出版は、ページ下部に、地理・歴史的分野に関するマークがあり、関連付けて学習できる。全編にわたってイラストを多用し、学習内容をイメージしやすい。自由社は「アクティブに深めよう」では、学習内容を踏まえた対話的な学習が行えるようテーマ設定されている。「課題の探求」の一つの手法として、卒業論文の提案をしているなどです。</p> <p>厳正なる審議の結果、帝国書院が、イラストや既習事項を活かすことで意欲的に学べるように工夫している点やコラムの充実により学習内容の理解を図っている点など、総合的に市の目指す、主体的・対話的で深い学びを進めるの</p>

	<p>に最も適しているとして、採択に至りました。</p> <p>以上で、教科書採択における経過について、説明を終わらせていただきます。</p>
小川教育長	<p>事務局から説明のありましたとおり、既に教科書採択は終了していますが、この教科書採択については、育鵬社に限らず、厳格かつ慎重に審議し、帝国書院に決定されたものと認識していますが、その他、ご意見等ございますか。</p>
小川教育長	<p>それでは、議案第 46 号「請願について」は、既に教科書採択は終了していますが、この教科書採択については、育鵬社に限らず、厳格かつ慎重に審議されているものとして、不採択とすることよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p>
小川教育長	<p>ご異議がないようですので、議案第 46 号の請願については、不採択といたします。</p> <p>この採決の結果を踏まえ、和泉市教育員会会議規則第 23 条第 3 項に基づき、私の方から、その理由を付して請願人に通知しますので、その内容については、私に一任願います。</p> <p>審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります</p>
小川教育長	<p>まず、報告事項 1「成人式の対象年齢について」、生涯学習推進室より説明願います。</p>
中野課長	<p>生涯学習推進担当の中野です。資料 29 ページ「成人式の対象年齢について」説明いたします。民法の改正により、令和 4 年 4 月 1 日以降、成年年齢が 18 歳に引き下げになることに伴い、令和 4 年 4 月以降に実施する成人式の対象年齢について、18 歳に引き下げた場合、成人式直後の大学受験への影響等が考えられ、近隣の市の状況や令和元年度の成人式企画委員へのアンケート調査、また、当時の生涯学習推進委員会議や、社会教育委員会議において、20 歳での開催にて賛成との意見が得られたことから、今後も引き続き、20 歳での開催といたします。</p> <p>以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、続きまして、報告事項 2「和泉市文書館業務検討委員会について」、文化遺産活用課より説明願います。</p>
森下課長	<p>文化遺産活用課長の森下です。</p> <p>和泉市文書館業務検討委員会の開催について、ご報告いたします。</p> <p>資料の 31 ページをご覧ください。</p>

<p>小川教育長</p>	<p>文書館業務検討委員会につきましては、令和2年教育委員会第1回定例会および第3回定例会におきまして、ご審議いただいただき、和泉市附属機関に関する条例および和泉市文書館業務検討委員会規則にもとづき、教育委員会の附属機関として、和泉市文書館業務検討委員会を設置したものでございます。</p> <p>この間、委員会規則にもとづき、公募による委員選考などを進めてまいりました。委員は、資料にありますとおり、歴史学や公文書管理に詳しい学識経験者4名および公募による市民委員1名、計5名でございます。</p> <p>委員会の議題およびスケジュールですが、和泉創発プラン「市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する「(仮称)いずみの国文書館」の開設に取り組む」等をふまえて、文書館の基本理念や機能などについて調査審議いただくもので、第1回委員会を8月31日に開催いたします。</p> <p>令和2年度中に3回、令和3年度に1回の計4回の委員会を開催し、調査審議内容を取りまとめ、答申をいただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局から願います。</p>
<p>戸出所長</p>	<p>教育センター所長の戸出でございます。</p> <p>令和2年度小中学生科学賞についてご報告させていただきます。</p> <p>毎年、9月に実施しております、小中学生科学展ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対応のため、公開展示は行わず、作品の審査のみを実施いたします。審査は9月11日に、教育センターで行いますので、審査結果については、後日ご報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。</p>

## 令和2年和泉市教育委員会第8回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。